



犬猫パートナー通信は、パートナー登録事業所から飼い主の皆様へ、県内譲渡の最新スケジュールや、適正飼養の知識、お知らせ等をお届けする情報紙です。

愛護センターや保健所など行政からの譲渡です!



- 譲渡を受けるには、まず譲渡前講習会を受ける必要があります
- 群馬県、前橋市、高崎市いずれも事前予約が必要です
- 詳細は譲渡案内ちらしをご覧ください

## 譲渡前講習会カレンダー

3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5 前	6	7 前	8	9 群
10	11	12 前	13	14 群前	15	16
17 前	18	19 前	20	21 群前	22	23
24 前	25	26 前	27	28 前	29	30
31						

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 前	3	4 前	5	6
7	8	9 前	10	11 群前	12	13
14	15	16 前	17	18 群前	19	20
21	22	23 前	24	25 前	26	27
28	29	30 前				

※既に予約が満員の場合や、日程が変更になる場合がありますので、最新情報はホームページやお問い合わせでご確認ください

群



群馬県動物愛護センター

前



前橋市保健所衛生検査課

高崎市動物愛護センター  
(個別予約制)



## 知っておこう、狂犬病のこと

他人事じゃいけないね

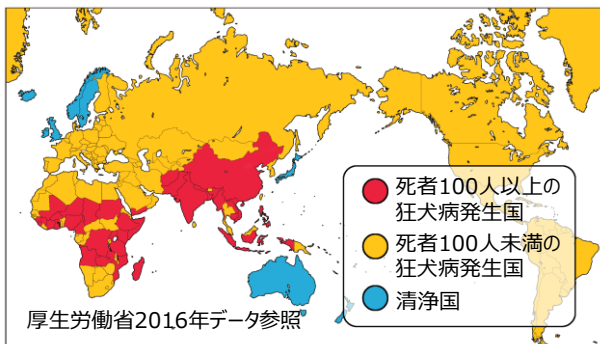


狂犬病・・・聞いたことはあるけれど、あまり身近に感じていないかもしれません。でも、発症すると犬も人も致死率ほぼ100%の、非常に恐ろしい病気です。犬を飼う人には法律で決められた義務があるので、必ず知っておきましょう。

昔の病気じゃないの? → **NO!!**

清浄国(狂犬病の発生がない国)は、下図で青く塗られた国だけです。狂犬病は世界中のほとんどの国で発生しており、毎年5~6万人が狂犬病により亡くなります。

貨物に感染動物が紛れ込む可能性もあるので、清浄国でも油断できません。



飼い主は何をすればいいの?

狂犬病予防法により、犬の飼い主には以下の項目が義務づけられています。

- ◆市町村への犬の登録
- ◆毎年の予防注射
- ◆鑑札と注射済票を犬に装着

これらの義務に違反した場合は、20万円以下の罰金となる可能性があります。

詳しい情報は?



厚生労働省ホームページに、より詳しい情報が掲載されています。リンクは左の二次元コードから。狂犬病に感染した場合の症状なども紹介されています。



必ず行こう!



飼い犬の予防注射は毎年受けることが義務になっています。忘れずに実施しましょう!!

■ 制度の詳細は、群馬県ホームページをご覧ください!

ぐんま犬猫パートナーシップ制度

検索

問合せ先:

食品・生活衛生課  
027-226-2442

